南砺市定住奨励金制度

転入者または市内在住者で、交付要件を満たす方が住居を「新築」「購入」「リフォーム」した場合に奨励金を交付します。

●奨励金の対象、金額、加算

種別		転入奨励金		持家奨励金		リフォーム奨励金
対象		市外在住期間が 5年以上の方が 申請する場合		南砺市民または 市外在住期間が		転入者と多世代で同 居するために既存の
				5 年未満の方が		住宅をリフォームする
				申請する場合		世帯が申請する場合
住宅の区分		新築	中古	新築	中古	_
補助率①		5/100	1/10	5/100	1/10	1/5
基本額(限度額)②*		100 万円	60 万円	100 万円	60 万円	60 万円
加算	•市内業者利用(10 万円)	0		0		0
	·南砺Uターン(20 万円)	0	0	0	0	
	・実家近居(20 万円)	0		0		
	・三世代同居(30 万円)					0
	·指定山間過疎地域	0	0	0	0	
	(基本額が 1.5 倍もしくは 2 倍)					

●計算方法 基本額(住宅購入額×①または②のどちらか低い方)+加算額=奨励金額 ※新築の場合、2,000 万円以上の住宅を購入した場合は一律 100 万円、中古の場合、600 万円 以上の住宅を購入した場合は一律 60 万円が基本額となります。

●交付対象者

- ・転 入 奨 励 金…南砺市に転入前、市外に直近5年以上住所があった方 転入した日から前後3年以内に住宅を取得した住居に住所を定めた方
- ・持家 奨励 金…⑦現在市内に住んでおり、新たに住宅を取得した方 ②南砺市に転入前、市外に住所があった期間が直近5年未満の方 ※⑦、②いずれかに該当すること
- ・リフォーム奨励金・・転入者が3親等以内の親族の家に同居し、2世代以上の多世代で居住するために既存の住宅の改修、増築をする方(「祖父世代と孫世代」等、世代飛ばしでも申請可)

●加算の定義

- ・市内 業者 利用…市内に事業所がある建築会社と契約し、新築工事やリフォームをすること
- ・南 砺 Uターン…義務教育終了時点で通算5年間南砺市に住んでおり、その後市外への転出を経て南 砺市に再度転入した方が申請者であること
- ・実 家 近 居…申請者またはその配偶者の実家と同一行政区内で新たに住宅を取得すること
- ・3 世代同居…祖父母、父母、孫が同じ住宅で同居すること。ただし、祖父母、父母はそれぞれ一方が同居する場合も可。孫は単身・夫婦でいずれも可。
- ・指定山間過疎地域…南砺市山間過疎地域振興条例第2条第1号に該当する地域で住宅を購入すること

●申請書類

対象者	書類			備考	
		南砺市定住奨励金申請書	原本	市役所窓口、ホームページで入手可	
		世帯全員の住民票の写し	原本	マイナンバー以外全て記載があるもの	
		転入・転居に該当する全員の戸籍 の附票の写し	原本	必要に応じ、戸籍の除附票も提出	
		※戸籍謄本の写し	原本	申請者と土地の所有者が異なる場合に、所 有者との続柄がわかるもの	
全員		住宅の位置図		付近の見取図	
		建築工事・売買契約書の写し		契約日、契約者、署名押印がわかるもの	
		世帯全員の市町村税に滞納が	原本	・1月1日現在で住所がある市町村窓口で	
		ないことの証明書類	原 本	発行(高校生以上が提出対象)	
		工事代金清算証明書		精算書、領収証の写しなど工事代金の内	
				訳がわかるもの	
		誓約書	原本		
		配置図、各階平面図			
転入		土地及び建物の登記事項証明書	原本	近辺の発行場所:富山地方法務局	
•		(全部事項証明書)	*	砺波支局(砺波市苗加 353 番地 2)	
持家		住宅の外観写真			
		土地代金清算証明書		領収証の写しなど	
		住宅改修等の内容が分かる図面			
		建物の登記事項証明書		富山地方法務局 砺波支局	
リフォーム		(全部事項証明書)		住所:砺波市苗加 353 番地 2	
		住宅改修等の明細書		見積書など	
		住宅改修等の着工前後の写真			

※登記事項証明書は法務局の発行する、発行日付や登記官名の記載されたものであること

●申請の要件

- ・世帯全員の市税の滞納が無いこと
- ・工事または売買の契約者で、住宅の登記名義人であること

●住宅の要件

転入奨励金、持家奨励金

- ・住宅の床面積が50m以上 かつ 登記の地目が「住宅」であるもの
- ・土地の登記名義人が申請者もしくは申請者の直系2親等以内の親族であるもの
- リフォーム奨励金(上記に加え)
 - ・改修等に係る費用が50万円以上のもので、別表1に定める工事
 - ・転入者が市へ転入した日から起算して前後1年以内に契約した工事
- ●奨励金の返還(以下に該当する場合、奨励金を返還してもらうことがあります。)
 - ・虚偽の申請などの不正な手段により支給を受けた場合
 - •居住以外の目的で取得した住宅において支給を受けた場合
 - ・誓約書にある期間内に転出、転居もしくは住宅の売買、賃貸をした場合
 - 誓約書にある期間内に世帯員が市税を滞納した場合

●リフォームの対象工事

別表1(第3条関係)

リフォーム奨励金対象工事	条件
居住部分の増築工事	増築部分以外の屋根及び外壁は含まない。
室内の改装又は間取りの変更	
住宅の床フローリングの張替え又は畳の取替え	
給排水衛生設備、空調設備、換気設備又は電気・ガス 設備工事	設置、交換する部屋の内装工事(壁、柱、床など 主要構造部の改修)を伴う場合に限り対象とする。
浴室、便所、台所等水まわりの改修工事	
給湯設備の設置又は交換	給湯する居住部分の内装工事を伴う場合に限り、 対象とする。
室内建具、サッシ又は玄関戸の取替え	
住宅の改修を含む下水道接続工事	
耐震補強工事	
断熱改修工事	
手すり設置、段差解消等の住宅内バリアフリー化工事	

●以下の方は交付の対象外です。

- 賃貸している、または賃貸する予定の住宅の取得又は改修等
- ・公共事業の施行に伴う補償費の対象となる住宅の取得又は改修等
- ・災害等による保険給付金の対象となる住宅の取得又は改修等
- ・申請者及び申請者の親族に属する者が自ら施工する住宅改修等 (親族に属する者が代表となる法人事業者が施工するものも含む。)
- ・国の他の補助制度から補助を受けている方

●申請の流れ

①【申請者】

南砺市定住奨励金申請書と添付書類を南砺で暮らしません課に提出してください。



②【南砺市】

南砺市定住奨励金交付決定通知書と南砺市定住奨励金請求書を申請者に送付します。



③【申請者】

南砺市定住奨励金請求書と添付書類を南砺で暮らしません課に提出してください。



④【南砺市】

指定の口座へ奨励金を振り込みます。

【問い合わせ先】

南砺市荒木 1550 番地 南砺市役所 2 階 市民協働部南砺で暮らしません課

TEL: 0763-23-2037